内閣府
令和８年度税制改正要望結果

令和７年 12 月

令和８年度税制改正に関する内閣府・主要望の結果のポイント

地方創生に関する施策の推進

人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

■ **地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長　☆**
（法人税、所得税、法人住民税、事業税）

- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を２年間延長するとともに、オフィス減税について一部見直しの上、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）を行う。なお、雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化する。

安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

■ **小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長**
（所得税）

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置（寄付金控除）の適用期限を３年間延長する。

地方創生に向けた特区活用の推進

■ **国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長**
（法人税、法人住民税、事業税）

- 産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等の創業による革新的な事業を促進するため、国家戦略特区における所得控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を２年間延長する。

■ **国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長**
（所得税）

- 産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等の創業を促進するため、国家戦略特区における個人出資に係る所得控除の特例措置について、適用期限を３年間延長する。

■ **国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長**
（法人税、法人住民税、事業税）

- 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を２年間延長する。

■ **国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長　☆**
（法人税、所得税、登録免許税）

- 都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略民間都市再生事業を定めた認定区域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を３年間延長するとともに、登録免許税の適用要件の緩和（拡充）を行う。

※　★は新設、☆は拡充

令和８年度税制改正に関する内閣府・主要望の結果のポイント

地方創生に関する施策の推進

地方創生に向けた特区活用の推進（前項の続き）

■ **国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長**
（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

- 認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を３年間延長する。

■ **国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長**
（法人税、法人住民税、事業税）

- 国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を２年間延長する。

防災対策の推進

■ **地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長**
（固定資産税）

- 不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を軽減する措置について、対象資産を見直し、適用期限を３年間延長する。

政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援

■ **東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長**
（印紙税）

- 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減を図るため、沖縄振興開発金融公庫による特別貸付けの印紙税の非課税措置について、適用期限を５年間延長する。

休眠預金等を活用した民間公益活動の促進

■ **休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置　★**
（法人税）

- 休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等に対する税務上の処理の取扱いの在り方について引き続き必要な検討を行う。

※　★は新設、☆は拡充

令和8年度税制改正要望結果

（参考資料）

令和7年12月
内閣府

目次

【地方創生に関する施策の推進】

1．地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ

2．小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

３～８．特区税制について・・ ８ページ

３．国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９ページ

４．国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ

５．国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長・・・ 11ページ

６．国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長・・・12ページ

７．国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長・・・ 13ページ

８．国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長・・・ 14ページ

目次

【防災対策の推進】

９．地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ

【政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援】

10．東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置
の延長・・・ 16ページ

【休眠預金等を活用した民間公益活動の促進】

11．休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・ 17ページ

【その他】

従要望一覧・・ 18ページ

1．地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長

令和８年度税制改正要望の結果

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、**適用期限を２年間延長**（令和10年３月31日まで）するとともに、**オフィス減税について一部見直しの上**、**企業へのインセンティブを高める**ため、**税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修を対象に追加。**なお、**雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化。**

特定業務施設

事務所※ **研究所** **研修所**

※本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。
※「商業事業部門（一部）」及び「サービス事業部門（一部）」は、令和６年度税制改正において対象に追加。

＋ **特定業務児童福祉施設**

保育所、学童等

※令和６年度税制改正において対象に追加

移転型

地方移転の促進

東京23区からの特定業務施設の移転

※ 首都圏の一部は対象外
※ 平成30年度税制改正において中部圏、近畿圏の一部を対象地域に追加

or

拡充型

地方⇒地方への移転

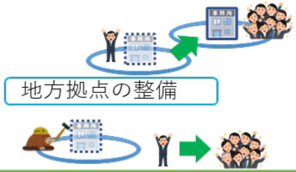

地方における特定業務施設の拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

※ 適用対象資産の取得価格合計額が大企業4,500万円以上、中小企業1,000万円以上が対象であり、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。
※ 集中地域以外の地域からの転勤者は雇用者増加数の対象外。
※ 整備計画の認定を受けた日から特定建物等を事業の用に供した日の属する事業年度終了の日までの期間に事業主都合の離職者がいないこと。
※ 雇用促進税制はオフィス減税（拡充部分）へ一本化。（必要な経過措置を設定。）
※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置や地方創生交付金の弾力化措置等が活用可能。

新築／増築／新築の購入　延長

税額控除　**７％**（移転型）／　**４％**（拡充型）
or
特別償却　**25%**（移転型）／**15%**（拡充型）

上乗せ措置※　拡充

※大企業　：投資価額10億円以上 ＋ 特定業務施設で勤務する従業員60名以上の増加
　中小企業：特定業務施設で勤務する従業員20名以上の増加

税額控除　**８％**（移転型）／　**５％**（拡充型）
or
特別償却　**25%**（移転型）／**20%**（拡充型）

中古資産の購入／改修　拡充

税額控除　**４％**（移転型）／　**２％**（拡充型）
or
特別償却　**15%**（移転型）／**10%**（拡充型）

2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長

中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置（寄付金控除）の適用期限を3年間延長する。

【背景・目的】
中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する 株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

地域住民の参画

【個人出資者】
（地域住民・地域外の支援者など）

出資

寄附金控除の対象

「対象企業への出資額－2,000円」をその年の総所得額から控除

雇用・生活サービス

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供、地域の就業機会の創出

(株)地域商社おがの（埼玉県小鹿野町）
今後出資予定

(株)SD-WORLD（山口県長門市）
令和2年4月出資

(株)豊かな丘（長野県豊丘村）
平成30年3月、8月出資

・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

【要望結果】 本税制の**適用期限を3年間延長**する。（令和8年4月1日～令和11年3月31日）

3～8．特区税制について

地方創生の取組を強力に推進するため、**特区制度を活用**し、**規制改革と税制措置の適用等**を通じて、**地域の新たなチャレンジを促し、民間投資を呼び込む**ことにより、**地域の成長産業の創出、国際競争力の強化、対日直接投資の促進、地域課題の解決**等を図る。

特区の再起動

○ **地方創生基本構想**を踏まえ、**特区制度を活用し**、地方の課題を起点とする規制改革を推進し、**地域の新たなチャレンジを徹底的に後押し**する必要。

○ **我が国の経済成長を牽引**する**スタートアップの育成**と**産業の拠点形成**をさらに強力に推進する必要。

○ **対日直接投資のさらなる呼び込み**のため、**DX・GX・ライフサイエンス等の戦略分野の産業創出**や**国際的なビジネス拠点の形成**等を加速化していく必要。

○ 物価高騰、米国の関税措置等の厳しい環境下においても、**特区の先導的な取組を進め、国際競争力の強化**を図る必要。

【国家戦略特区の指定区域】
（令和７年７月現在）

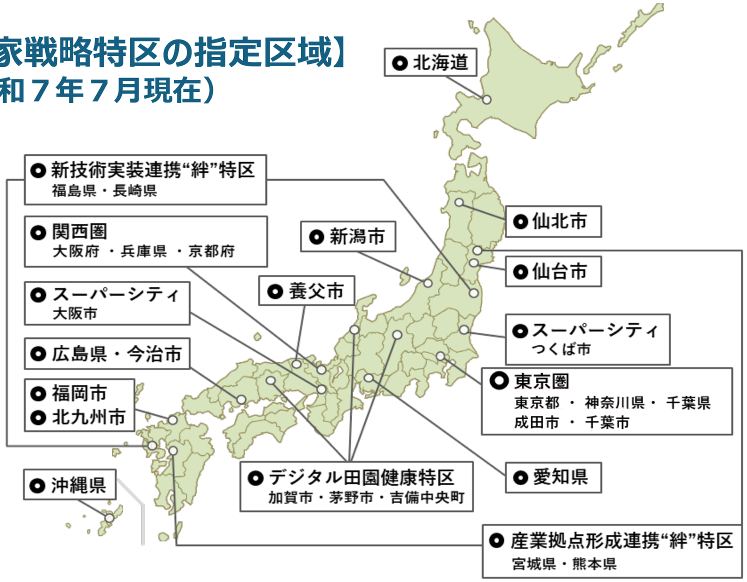

※総合特区については、４つの国際戦略総合特区で税制を活用する見込み
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区（神奈川県等）、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県等）、関西イノベーション国際戦略総合特区（京都府、大阪府、兵庫県等）、グリーンアジア国際戦略総合特区（福岡県等）

特区税制の活用

スタートアップの創業促進

・スタートアップ企業に対する所得控除
・スタートアップ企業への個人投資に対する所得控除
※起業時に必要な各種申請を一元化する**特区開業ワンストップセンター**と一体的に活用

特区におけるスタートアップ創業促進の展開

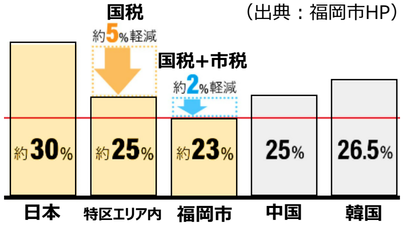

国際競争力を高める税制措置の活用

国際競争力の強化

・国際的なビジネス拠点の形成等のための設備投資やまちづくりを促進

国際会議場

国際水準の生活支援サービス

インターナショナルスクール

・産業の拠点形成に資する設備投資を促進（総合特区）

航空関連産業

電気自動車等のグリーン関連産業

医薬品・医療機器等産業

3. 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長

要望の目的

地方創生基本構想（令和７年６月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、地方創生や産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等の創業による革新的な取組の促進を図る必要がある。

制度の概要

革新的な事業を行うスタートアップ企業等への所得控除制度

国家戦略特区内において、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「ＩｏＴ」「医療」分野における新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業を行うスタートアップ企業等について、事業所得の控除ができる制度。

控除率	事業所得の18%を課税所得から控除
対象分野	一定のＩｏＴ※・医療
設立時期	設立日から５年未満
区域要件	・特区内に本店又は主たる事務所があること ・特区外の事務所の業務は、補助的業務（調査・広告宣伝）に限定すること ・特区外の事務所の従業員数合計が、当該法人の常勤従業員数の20%以下であること

※ 一定のIoT：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した事業

＜活用事例＞

長距離通信を可能とする高度な可視光通信受光器解析システムを開発・製品化

【現行】
屋外では通信困難

太陽光や大気の影響を受けて発光器からの光が弱くなり、受光器で解析不能⇠ 通信不通

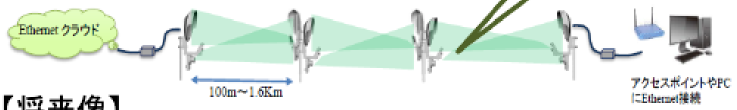

【将来像】
屋外でも通信可能

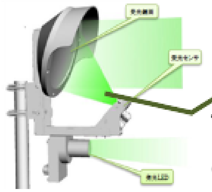

高感度受光素子を活用して、不安定な光でも通信を実現

高度な画像認識システムと組み合わせることで、屋外において安全な運用が可能

要望の結果

対象事業の一部見直しの上、本税制の適用期限を２年間延長する。（適用期限：令和８年４月１日～令和10年３月31日）

4. 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長

要望の目的

地方創生基本構想（令和７年６月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度において、地方創生や産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等の創業の促進を図る必要がある。

制度の概要

中小スタートアップ企業等に対する個人出資に係る所得控除

国家戦略特区内において、認定区域計画に定められた特定事業を実施する中小スタートアップ企業等に対して、個人が出資した場合に、出資者個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

控除額	株式取得に要した金額（８百万円が限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から２千円を控除した額	
会社要件	【小規模企業（概ね従業員が20人（商業又はサービス業は５人）以下）】 設立後、３年未満のスタートアップ企業等かつ一定の雇用増加、売上高営業利益率２%以下　など	
	【医療・バイオ・農業分野の中小企業】 設立後、５年未満のスタートアップ企業等かつ　売上高営業利益率２%以下　など	

＜活用事例＞

【仙台市】地域資源を活かした観光拠点づくり

観光拠点の整備により、地域資源を活用したインバウンド対応の飲食事業等を展開

【愛知県】障がい者アートの拠点整備

障がい者アート作品の常設展示や障がい者アーティストの創作活動・イベント実施拠点を整備

要望の結果

本税制の適用期限を３年間延長する。（適用期限：令和８年４月１日～令和11年３月31日）

5. 国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長

要望の目的

地方創生基本構想（令和７年６月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国際的なビジネス拠点の形成等に資するプロジェクトへの民間投資を喚起し、国内外から資金、人材、企業等の集積を図る必要がある。

制度の概要

機械、建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

国家戦略特区内において、「国際」「医療」分野における認定区域計画に定められた特定事業を行うために、機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

	対象資産	償却率・控除率（見直し結果）※
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45% → 40%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23% → 20%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14% → 12%
	建物及びその附属設備並びに構築物	７% → ６%

（注）令和８年３月31日までに大臣確認を受けた事業実施計画に記載された対象資産については、現行の償却率・控除率を適用する。

＜事業例＞

©Suguru_Saito_Red_Bull_Content_Pool
国際会議場

国際水準の生活支援サービス

インターナショナルスクール

先端的な医薬品・医療機器

要望の結果

対象事業の一部見直し及び償却率・控除率の見直し（※）の上、本税制の適用期限を２年間延長する。

（適用期限：令和８年４月１日～令和10年３月31日）

6. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長

要望の目的

都市再生緊急整備地域等における、優良な民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）による大都市・地方都市のまちづくりを推進するとともに、地方創生基本構想（令和７年６月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区において認定民間都市再生事業を推進することで、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図る必要がある。

制度の概要

都市再生促進税制の課税の特例

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略民間都市再生事業を定めた認定区域計画については、都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定があったものとみなして、都市再生促進税制の課税の特例が受けられる制度。

税目	特定都市再生緊急整備地域	都市再生緊急整備地域
法人税 所得税	5年間割増償却：5割	5年間割増償却：2.5割
登録免許税※1	0.4% ⇒ 0.2%の軽減税率	0.4% ⇒ 0.35%の軽減税率
不動産取得税	課税標準１／２控除 ※2	課税標準１／５控除 ※2
固定資産税※3 都市計画税	課税標準を５年間 １／２に軽減 ※4	課税標準を５年間 ３／５に軽減 ※4

※１：認定後５年（現行３年）以内に竣工し、１年以内に登記を受ける必要がある
（特定都市再生緊急整備地域内でかつ、地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の耐火建築物を整備する場合は認定後７年（現行５年）以内 ）
※２：上記を参酌基準とし、1/10～3/10（2/5～3/5）の範囲内で都道府県条例で定める割合を控除
※３：対象施設に、都市再生整備等協定（仮称）に基づき適切な管理が図られるイノベーション拠点、MICE施設等の公益的施設を追加する。
※４：上記を参酌基準とし、1/2～7/10（2/5～3/5）の範囲内で市町村条例で定める割合に軽減
（ ）内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

（活用事例）
緑地、公道等公共的価値を生み出す民間都市開発プロジェクト

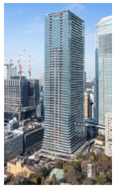

要望の結果

- 一部見直しの上、本税制の適用期限を３年間延長する。（適用期限：令和８年４月１日～令和11年３月31日）
- 登録免許税について、適用要件を緩和し、認定後から竣工までの期間要件（３年（一定の場合は５年））を２年延ばす。

7. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長

要望の目的

地方創生基本構想（令和７年６月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区における都市の再開発事業の用地確保の早期化により、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図る必要がある。

制度の概要

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

国家戦略特区の認定区域計画に定められた都市計画法の特例などを活用して、公益的施設（バスターミナル等）を含む再開発事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率）が受けられる制度。

税目	措置の内容
所得税	軽減税率　１５％　⇒　１０％ （課税長期譲渡所得金額が２千万円を超える部分は15%）
住民税	軽減税率　５％　⇒　４％ （課税長期譲渡所得金額が２千万円を超える部分は5%）
法人税	５％重課税の適用除外 （ただし、法人税の重課は令和11年３月３１日まで停止中）

要望の結果

本税制の適用期限を３年間延長する。（適用期限：令和８年１月１日～令和10年12月31日）

8. 国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長

要望の目的

地方創生基本構想（令和７年６月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、政策課題解決を図る突破口として、地域の資源や知恵を最大限に活用する国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野（環境技術、高度な医療、高度な産業技術）における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、開発・生産・役務提供に係る拠点形成の促進を図る必要がある。

制度の概要

機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

国際戦略総合特区内において、「環境技術」「高度な医療」「高度な産業技術」分野における認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、指定法人が機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	30%
	建物及びその附属設備並びに構築物	15%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	8%
	建物及びその附属設備並びに構築物	4%

電気自動車等のグリーン関連産業

航空関連産業

【グリーンアジア国際戦略総合特区】
グリーンイノベーションを推進

【アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】
アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成

【関西イノベーション国際戦略総合特区】
医療・環境課題を克服する国際競争拠点の形成

【京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区】
革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

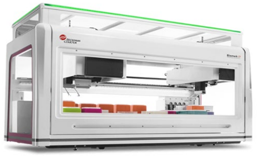

医薬品・医療機器等産業

医薬品・医療機器等産業

要望の結果

対象事業の一部見直しの上、本税制の適用期限を２年間延長する。（適用期限：令和８年４月１日～令和10年３月31日）

９．地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長

不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の**固定資産税の軽減措置について、対象資産を見直し、適用期限を延長**する。

施策の背景・必要性

○　今後30年間に震度６弱以上の地震に見舞われる可能性がある地域は日本のほぼ全土であり、特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震、南海トラフ地震は、発生確率や想定される被害の甚大性に鑑みても、その対策は急務である。

○　これらの地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進することが必要。そのため、各地の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、事業者自体における被害の軽減を図ることが重要である。

○　特に、南海トラフ地震については、令和７年３月に科学的に想定される最大クラスの地震を想定した被害想定が公表され、これに伴い同地震の防災対策を推進すべき地域が拡大されたことに鑑みれば、同地域においても引き続き特例措置を適用し緊急地震速報受信装置等の設置を促すことを通じて、より一層地震防災対策を推進する必要がある。

制度の概要及び要望の結果

【対象者】

○物品販売業を営む店舗（30人以上収容）、飲食店（30人以上収容）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設又は事業を管理・運営する者

○石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理若しくは取扱いを行う施設又は事業を管理・運営する者　等

【対象地域】

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

○首都直下地震緊急対策区域

○南海トラフ地震防災対策推進地域

【対象資産】

①緊急地震速報受信装置（これと同時に設置する専用の報知装置を含む。）　⇒　**①単体は対象外**

②緊急遮断装置（①と同時に設置する場合。）

③感震装置（①及び②と同時に設置する場合。）

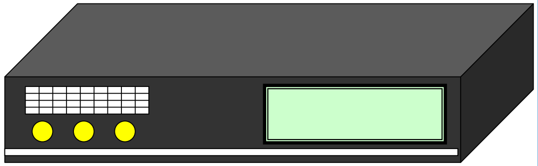

【特例措置】

固定資産税の課税標準額を３年間２／３とする。

【適用期限】

令和８年３月31日　⇒　**3年間延長（令和11年３月31日）**

10. 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

1. 概　要

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」という）に基づき、沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合における印紙税の非課税措置を5年間（令和13年３月31日まで）延長することを要望するもの（他の政府系金融機関等と同様の措置）。

2. 要望理由

印紙税の非課税措置は、震災特例法制定時より沖縄振興開発金融公庫を含む各政府系金融機関等において全国一律に適用されており、課税の公平性の観点から、引き続き、他の政府系金融機関等と同様に措置する必要があるため、延長要望するもの。

3. 要望結果

非課税措置の適用期限を5年間（令和13年3月31日まで）延長する。

【制度のイメージ】

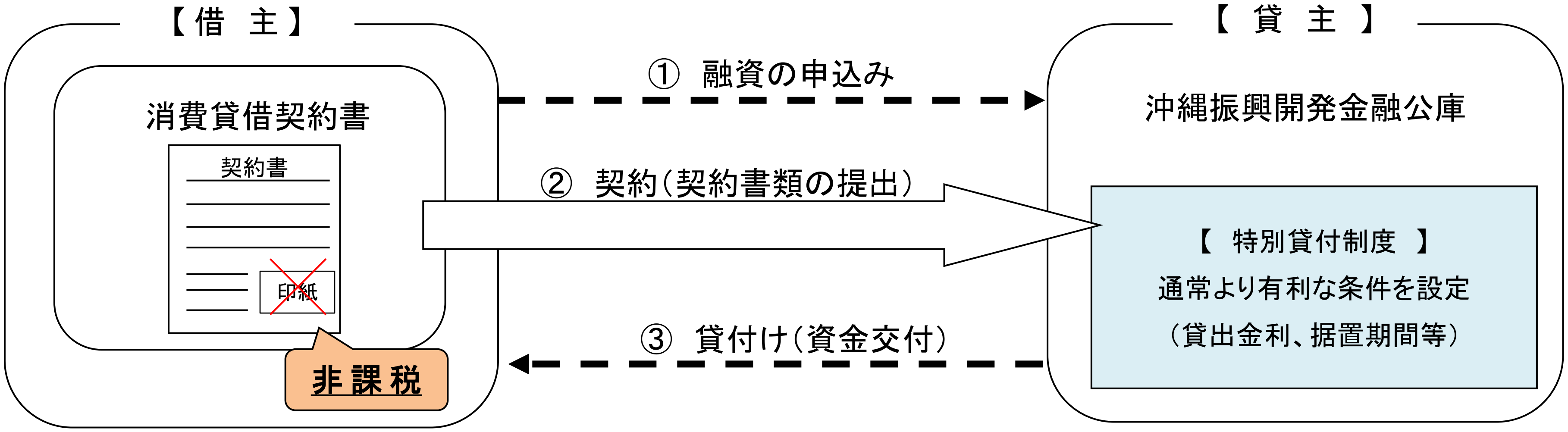

11. 休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置

背景・現状

〇休眠預金等活用制度においては、行政では対応が困難な社会課題の解決に向けて、**営利・非営利を問わず公益活動を行う民間団体**を対象に助成を実施している。

〇一方で、休眠預金による助成金とその他の補助金の税制上の位置づけの違いにより、営利団体と非営利団体の間で、受領した助成金を固定資産の取得等に充てた場合の**税務上の処理の取扱いに差が生じている**状況。

普通法人

・非営利型法人以外の「一般社団法人・一般財団法人」
・株式会社　　など

法人税法上の「国庫補助金等」に該当するか
（法42Ⅰ、施行令79各号）

「内国法人が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」

該当 → **圧縮記帳**
圧縮記帳が可能
⇒課税繰り延べの効果

不該当 → **通常処理**
原則どおり処理
⇒１年目に多額の法人税負担が発生

休眠預金による助成金は「国庫補助金等」に該当しないため、圧縮記帳は適用されない（通常処理）

⇕

公益法人等

固定資産取得のための補助金等は収益事業の益金から除くことができ、減価償却費は損金算入できるため、課税所得が少なくなり税負担は減少する。（法人税基本通達15-2-12）

要望結果

休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等に対する税務上の処理の取扱いの在り方について引き続き必要な検討を行う。

従要望一覧

１. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置の延長 （所得税）

２. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長 （固定資産税）

３. 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長 （固定資産税）

４. 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長 （固定資産税）

５. 令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充 （固定資産税、都市計画税）

６. 第１次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始

７. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 （法人税、所得税、法人住民税）

連絡先一覧

項　目　名	担　当　局　・　課	連　絡　先
１．地方創生に関する施策の推進		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 地方拠点強化税制班	・本税制全般及びオフィス減税について （直）03-3501-1697 ・雇用促進税制について （直）03-3502-6770
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長	地方創生推進事務局 地域再生班	（直）03-5510-2457
国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長	地方創生推進事務局 特区班	（直）03-5510-2462
国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長	地方創生推進事務局 特区班	（直）03-5510-2462
国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区班	（直）03-5510-2462
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 特区班	（直）03-5510-2462
国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区班	（直）03-5510-2462
国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区班	（直）03-5510-2462
２．防災対策の推進		
地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長	政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付	（直）03-5797-7698
３．政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援		
東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局 （調査金融担当）参事官室	（直）03-6257-1673
４．休眠預金等を活用した民間公益活動の促進		
休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置	休眠預金等活用担当室	（直）03-6257-1171

※内閣府主要望項目のみ掲載